

● 所得基準は？

世帯の住民税所得割額（注1）が下表の基準額以下である必要があります。

令和7年度当初の募集における 住民税所得割額の基準額

世帯の人数 （注2）	小・中・高・大学等の 生徒が2人までの世帯	小・中・高・大学等の 生徒が3人以上の世帯
1人	123,300円	—
2人	280,300円	—
3人	328,600円	606,800円
4人	448,400円	809,000円
5人	603,100円	1,065,400円
6人	676,000円	1,191,200円
7人	732,400円	1,294,800円
8人	840,300円	1,456,800円

●世帯年収のめやす
…4人世帯（学生2人）の場合、世帯年収が約830万円以下

注1）保護者とその配偶者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が所得税法上の控除対象配偶者の場合、配偶者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は0円とみなします。

注2）「世帯の人数」は、①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の所得税法上の扶養親族（申請者を除く）、⑤保護者の配偶者の所得税法上の扶養親族の合計人数のことです。
なお、保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は、世帯の人数に含めません。

※上表の住民税所得割額の基準額は、令和7年3月1日現在のものです。今後、上表の基準額が変更になる場合がありますので御了承ください。

※申請者が多数の場合は、基準を満たしていても、貸与資格認定を受けられない場合があります。

● 他の経済的支援制度との重複利用は？

埼玉県高等学校等奨学金制度は、ほかの制度との併用を禁止していません。

ほかの制度の方で併用を禁止している場合がありますので、その制度を取り扱っているところへ併用可能か確認してください。

なお、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

● 退学した場合にはどうなるの？

貸与資格認定後に、退学・休学をした場合や、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び貸与を辞退する場合には、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

● 返還は？

高等学校等を卒業して4年6か月が経過した後から、12年間で返還していただきます。

大学等在学、生活保護、求職活動中や経済的理由などにより、一定の要件を満たす場合には、申出により奨学金の返還が一定期間猶予される制度があります。

埼玉県高等学校等奨学金に関する お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当
電話 048-711-7012
Eメール a6630-06@pref.saitama.lg.jp



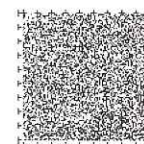
令和7年度 埼玉県高等学校等 奨学金のお知らせ



埼玉県のマスコット「コバトン」・「さいたまっち」

高校生等に無利子で奨学金をお貸しする制度です。

音声コード
（SPコード）



埼玉県教育委員会

令和7年3月発行

活字文書読み上げ装置で、情報を
音声で聞くことができます。

埼玉県高等学校等 奨学金制度とは？

- 高等学校
- 高等専門学校
- 専修学校の高等課程（対象校のみ）など

在学する生徒のうち、品行方正で学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒を対象として、奨学金を貸与する制度です。

この奨学金は、保護者の方にお貸しするのではなく、生徒本人に直接お貸しするものです。
この奨学金は貸与であり、高等学校等卒業後に必ず返還しなければなりません。

対象となる生徒（注1）

- 以下の①～③のすべてに該当すること

- ① 高等学校等（注2）に在学していること
- ② 保護者が埼玉県内に居住していること
- ③ 品行方正であって、学習意欲があり（注3）、
経済的理由により修学が困難（注4）であること

注1）「対象となる生徒」について

①～③の要件については、申請に基づき県が審査を行います。
審査の結果、貸与資格認定を受けられない場合があります。

注2）「高等学校等」について

県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程（対象校のみ）、高等学校の専攻科・別科を含みます。

注3）「品行方正であって、学習意欲があり」について

学習活動や生活全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

注4）「経済的理由により修学が困難」について

世帯の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が別に定める基準額以下である必要があります。（詳しくは「所得基準は？」参照）

● 貸与額は？

奨学金の貸与額は、下記の金額から、申請者本人が申請時に選択します。

区 分	月額奨学金	入学一時金 (入学時のみ)
国公立高等学校等に 在学する生徒	① 15,000円／月 ② 20,000円／月 ③ 25,000円／月	① 50,000円 ② 100,000円
私立高等学校等に 在学する生徒	① 20,000円／月 ② 30,000円／月 ③ 40,000円／月	① 100,000円 ② 250,000円

※適切な貸与額を選択し、返還額についても十分検討してください。

【貸与額の例】貸与上限額を3年間借りる場合

- (1) 国公立 **100万円**（入学一時金10万円＋月額2万5千円×12月×3年）
- (2) 私立 **169万円**（入学一時金25万円＋月額4万円×12月×3年）

【返還額の例】貸与上限額を返還する場合（返還期間：12年間）

- (1) 国公立 **約7千円／月**（3年間の貸与上限額100万円÷12年÷12月）
- (2) 私立 **約1万2千円／月**（3年間の貸与上限額169万円÷12年÷12月）

● 利息はかかるの？

貸与時に立てた返還計画に沿って返還する場合には、利息はかかりません。

正当な理由がなく期日までに奨学金の返還をしなかったときは、遅延損害金の支払義務が生じます。
また、一定期間内に返済が行われない場合には、個人信用情報センターに事故情報が登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

● 貸与期間は？

令和7年4月から令和8年3月までの1年間です。
令和8年4月以降も貸与を希望する場合には、改めて申請する必要があります。

● 募集する時期は？

令和7年4月に高等学校等の在学学生を対象に募集を行う予定です。（4月下旬締切予定）
申請を希望する場合は、在学する学校に申し出て、「申請書類」をお受け取りください。
なお、保護者が失職するなど家計が急変した場合は、随時申請が可能です。

● 申請方法は？

申請書（在学で入手）に必要な書類（課税証明書、戸籍謄本（全部事項証明書）等）を添付して、埼玉県教育委員会（財務課）に郵送で提出します。

● 審査結果は？

貸与資格の審査結果は、御自宅に郵送します。

● 貸与方法は？

貸与資格の認定を受けた方は、県が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）の窓口で借入申込を行い、奨学金の貸与を受けます。
奨学金は、貸与資格認定者本人の口座に一括で入金されます。

***埼玉りそな銀行で奨学金の借入申込を行う際、戸籍上のすべての親権者の同意と銀行窓口に伴伴する戸籍上の親権者の署名・本人確認が必要になります。奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。**

戸籍上のすべての親権者の同意と銀行窓口に伴伴する戸籍上の親権者の署名・本人確認がいただけない場合、貸与を受けることができません。また、親権者のうち1人は、生徒本人と一緒に埼玉りそな銀行の窓口へ行き、署名と本人確認をする必要があります。